

資料 (その4)

平成17年4月27日(水)

日本弁護士連合会 消費者問題対策委員会

弁護士 宇都宮健児

弁護士 木村 達也

弁護士 三木 俊博

弁護士 新里 宏二

宇都宮健児

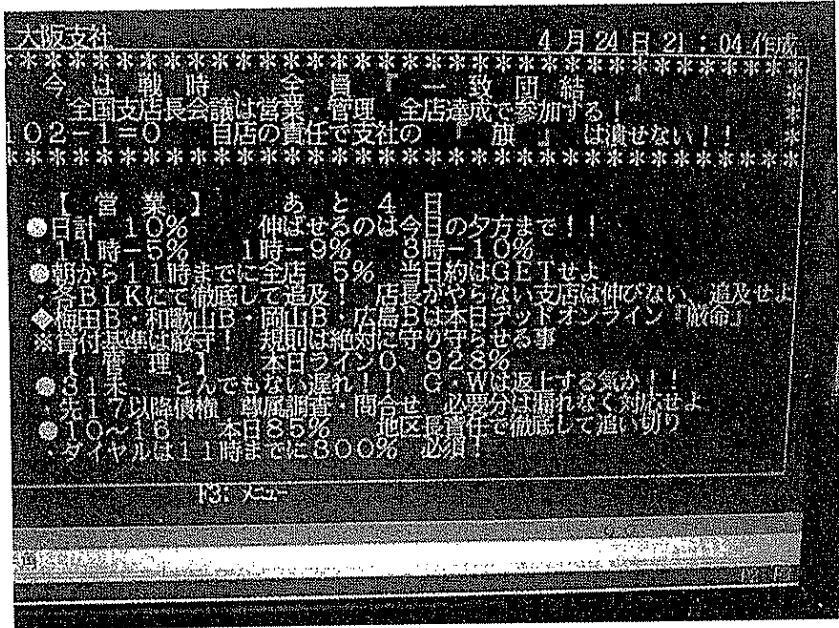
※編著

多重債務被害救済の実務

勁草書房

一 サラ金被害の実態

写真1



武富士社内では、営業（貸し付け）、管理（取立て、回収）それぞれ目標が定められ、月・日・時間単位でラインと称して具体的目標が定められ、本社とオンライン化されたコンピュータ上の指示画面伝達によって徹底される。

営業の目標は、前月の貸付残を伸長することが各支店ごとに具体的数値として定められる。

例えば（写真1）

「【営業】あと四日

●日計一〇% 伸ばせるのは今日の夕方まで!!

一一時―五%、一時―九%、三時―一〇%

●朝から一一時まで全店 五%、当日約はGETせよ

各B/LKにて徹底追及！ 店長がやらない支店は伸びない、追及せよ。

B/LKとは「ブロック長」を意味している（支店の上に位置する役職のこと）。

一 サラ金被害の実態

写真3

| 支店名 | 額 | 支店別(円) |
|---------|---------|--------|
| 1. 支店名 | 8,733 | 支店別(円) |
| 2. 支店名 | 1,540 | 支店別(円) |
| 3. 支店名 | 27,333 | 支店別(円) |
| 4. 支店名 | 22,142 | 支店別(円) |
| 5. 支店名 | 8,087 | 支店別(円) |
| 6. 支店名 | 6,711 | 支店別(円) |
| 7. 支店名 | 221 | 支店別(円) |
| 8. 支店名 | 931 | 支店別(円) |
| 9. 支店名 | 152,123 | 支店別(円) |
| 10. 支店名 | 57 | 支店別(円) |

本日85% 地区一三位 9時 支店別(円) 不明金抹消せよ!

●各支店の認識が甘過ぎる! 本部長・支店長方針は絶対だ!

●支店画面を徹底しろ。勝手な判断一切禁止! 一時には、必ず順位を上げる。

「本日八五%未達は研修実施! 二二〇〇〇社員

息すら入らない債権の額)を支店貸し付け全体の〇・一%程度までにすることが求められる。具体的には三〇億の貸付残のある支店では三〇〇万円の貸金で利息も入らない状況をいう。すべてが五〇万円の貸口だとすると六名が支払いを怠ると目標が達成できないことになる。それだけでなく、「初期鉄板」として返済期日から一〇日から一六日遅れを早期に回収することについて目標が定められている。回収の目標はその他でも多数存している。

〈連絡事項〉(写真3)

「一〇〇一六」本日八五%、地区一三位 九時に組織単位の不明金抹消せよ!

●各支店の認識が甘過ぎる! 本部長・支店長方針は絶対だ!

●支店画面を徹底しろ。勝手な判断一切禁止! 一時には、必ず順位を上げる。

「本日八五%未達は研修実施! 二二〇〇〇社員

の為、お客様の為」

目標が達成できない場合、研修と称して支店長は呼出を受け叱責を受けるのである。

目標達成の指示は伝達画面に留まらない。

武富士では、目標が達成できない場合上司である営業統括本部、支社長、ブロック長から支店長へ社内では「バキ」と呼ばれる罵声が浴びせられる。

具体的には、

激「上司からの電話

上長「おー、どうなった回収は」

支店長「二五万です」

上長「二五万もしもし、おいおいおい、ちよつと待ってくれよ、おい。契約一、九七八万で二五万、ちよつと笑わすなよ。なんでやらない、お前よー」

支店長「いや、やります」

上長「さつきからやりますやります言うて二四万か、お前よー」

支店長「申し訳ございません」

上長「お前よー。なぜ手を打たないの、何で回収しようとしらないの。でたらめやなあ、お前よー」

支店長「やりますんで」

上 長「なぜやらないの、でたらめやなあ。お前よー、能力ないんかお前」

支店長「必ずやりますから」

上 長「おー、集金のやつはいつたい何やってんねん、お前」

支店長「申し訳ございません」

上 長「よー、何やってんねん、一体」

支店長「申し訳ございません」

上 長「申し訳ございませんやない、何やってるんやと聞いてるんやお前、よー」

支店長「はい、申し訳ございません」

上 長「よー、何をやってるんかと聞いてるんや、答えろ」

支店長「回収に行つとります」

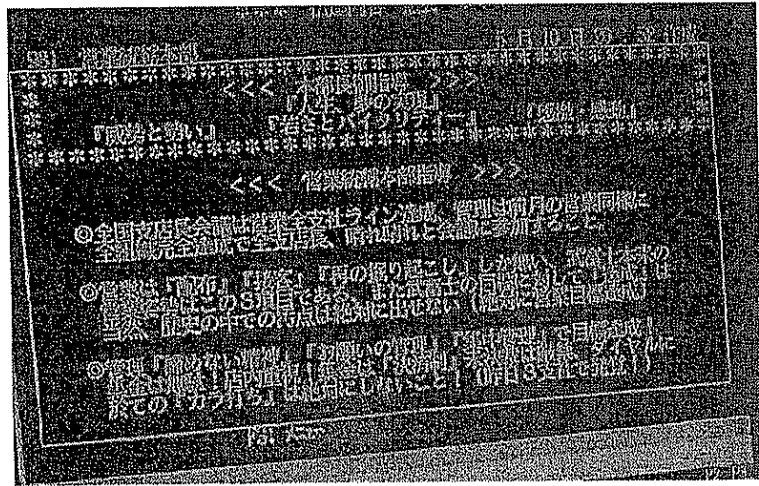
上 長「行つてないやないか、回収なんか。回収二五万なんやからお前よー、遊ばせやがって。お

前、喫茶店行つてお茶でも飲んでるんとかうか。よー、よー寝てるんか。車の中でこいつら」

支店長「いや、そんなことございません」

上 長「そんなことわかるんか、二四万の回収しかないんやから、お前よー。本当に大丈夫、やらせるよ本当に、やらせるよお前。よー。何人でてるんや外に、ええ、間に合うんやなそ

写真4



れで。よお大丈夫なんか、おー」

支店長「はい」

「武富士の闇を暴く」武富士被害対策全国会議編（同時代社）（七四頁、なお同様のバキについては同書八六頁、九〇頁に記載されている）

目標という名のノルマが達成されない場合の「激」「バキ」については複数の元社員が述べており、武富士の社内ではなかなば常態化していると考えられる。

(4) 伝達画面、「バキ」から生じている事態―過剰与信・第三者請求―

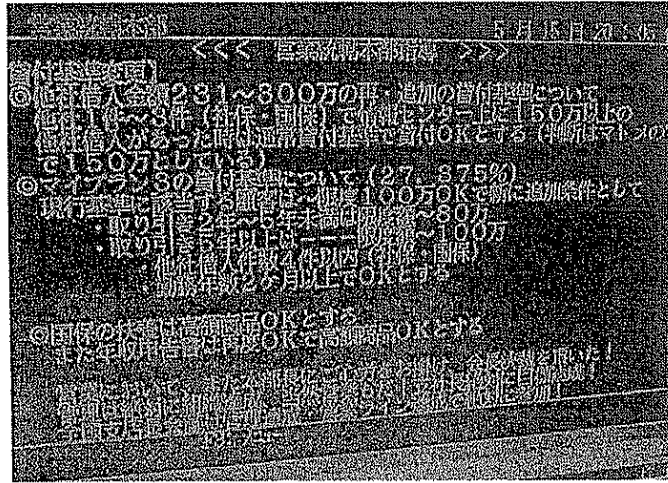
(イ) 武富士では、営業の目標達成のため、①既存客に貸し付ける、②一度取引が終わった客に貸し付ける、③新規に借りてくる客に貸し付ける（武富士では「配布」「接客」「再の掘り起こし」が営業の本来の姿勢と教育されている）。（写真4）①については、伝達画面においても「BK5%」等、銀行振込で貸し付けることが強く求められる。また、枠を広げて貸し付けもする。

「◎国保の扶養は高額商品OKとする。また年収申告書は再度

OKとする」（写真5）との指示も出されている。これなど、国

一 サラ金被害の実態

写真5



OKとする」(写真5)との指示も出されている。これなど、国保の扶養は、無職か、年収一〇〇万円未満程度の収入の人に一〇〇万円まで貸し付けることを意味している。武富士でも五〇万円を超えて貸し付ける際には、所得を証明する書類の提出を求めていたが、営業目標を達成するため証明書の提出を求めず(求めると貸し出しができず、目標を達成できない、そのため「自己申告書」で)、貸し付けすることをわざわざ「営業において、また、本部長にご心労をお掛け、会長決裁をいただいた」としている。

サラ金被害者の会「広島つくしの会」では、二〇〇二年一月二五日、関東財務局に三七件の行政指導の申立てを行っているが、その中で、無職・無収入での貸し付けについて

- 「二九歳・男性 借入金 七〇万円
- 四九歳・男性 借入金一〇〇万円
- 五三歳・男性 借入金一〇〇万円
- 四一歳・女性 借入金一〇〇万円
- 二九歳・女性 借入金 七三万円

消費者法ニュース

CONSUMER LAW NEWS

特集 武富士の営業取り消しを求める(5)

カテゴリーI 司法改革と消費者問題

カテゴリーII サラ金・商工ローン

(1) 年金担保法律改正

(2) 43条

(3) ヤミ金・サラ金・商工ローン判決全文紹介
武富士「週刊金曜日」(1件)/SFCG(1件)/ロブロ(2件)/
アコム(1件)/アイフル(1件)/

(4) サラ金・商工ローンの保証料

(5) 金利引下げ

(6) 公正証書

(7) ヤミ金・オレオレ詐欺

(8) 債権回収業の問題

(9) 活動

カテゴリーIII クレジット・リース被害

抗弁権の接続、判例の分析など

カテゴリーIV 消費者契約法 **カテゴリーV** 欠陥住宅

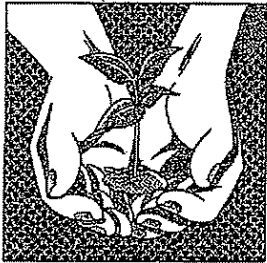
カテゴリーVI 裁判所と消費者問題 **カテゴリーVII** 医療問題

カテゴリーVIII 宗教 **カテゴリーIX** PL

カテゴリーX 証券・保険

相談員の日/Q&A/研究・活動/事件情報/
政党・国会議員の声

特別付録19件



<http://www.clnn.net>

社員を追ひ込む異常な

ノルマが悲劇の根源

元武富士丸亀支店長 藤井 龍

私は、平成五年四月に、武富士丸亀支店に入社し、平成十二年三月、丸亀支店長時代に暴行を受けて退職するまで、各地方で支店長やフロッケン長として働いてきました。臨店と呼ばれる支店への抜き打ち立ち入り検査の際に受けた暴行を警察に告訴したところ、実家の電話を盗聴されたこともありました。この頃は、私の経験から、武富士の業務がどのような実態かを書いてみようと思います。

入社するにあたり、静岡の嫡店で二週間の研修を受け、その後すぐに支店に配属されます。研修の中心の多くは、規律、礼儀、そして(武井保雄)会長挨拶といった内容で、その間にみんな別人に生まれ変わり、絶対服従のタテ社会にはまっています。支店に配属されても、洗脳が解けそうになる前、またフロッケン研修があり、一年もすると立派な武富士マンができてきます。かくいう私も、その一人でした。

社長の空気が変わってきたのは、武井健児氏(現代表取締役専務)が営業統括本部に入った平成七年の後半あたりからです。健児氏こそ、私に対する総務事件の発端になった、臨店時の暴行事件に同席していた人物です。

厳しいノルマを与えられ、未達ノルマが達成しないこと(し)そうだと、とにかく残業と休日出社が要求されます。絶対服従の世界で、誰も意見を言えない健児氏に異論など唱えられません。そんな雰囲気の中、実力や知識のある者に

す。今がギリギリの人が、さらに借り入れて返せるわけがありません。

ところが武富士は、情報センター(数)借り入れ件数の多い人をめがけて電話していくのです。よ

不況下で月々の給与から八万円払うというのが普通考えられない。まして「家族に内緒の借金」ではやりくりが行き詰まります。

融とはそういう業界なのでしょ。武富士では、支払い義務のない家族など第三者から取り立てた場合、「業務なし告知し出あり」という言葉を使うのですが、本当に好意の申し出なのか、それとも請求強要なのかは紙一重です。

社員は、パナリティなどによって無償で残業や休日出社を強いらられ、有給休暇など病欠が取り消されたときしかとれません。ひとし幹部は「お前たち、何歳でいくらの給料をもらっているんだ。どこの大手都市銀行の支店長が、親が死んだからといって降るものがある。お前たちも降るんだぞ。恵まれすぎた」などと全国支店長会議の席上と言っていました。

「一〇万円だぞ」と言っている。「下」果敢をこぼしてあげたのだと、「今日しか出ない」「辞めろ」といって、五〇万円持って帰ることもあった。五〇万円持って帰ることもあった。五〇万円持って帰ることもあった。

「お客様」と人間関係が築けていないから」とか「今月入金させることがお客様のためだ」と教育をされていました。

あるとき「大塚の立ち入り検査が入るかもしれないから、営業や管理(回収)の連絡シラフや本社、本社からの発信文書を支店内に掲示してあるのを外せ」と指示されました。またもし「ノルマが

一番問題なのは、ものが言えない状況のなかで、労働基準監督署に提出する勤務実態を報告する書類に、残業時間などがデータメイト分かれているから、支店長と一般社員の一名がサインをしなくてはならないことだ。どんな事が起きようとしていたか一切責任が分からないようになっていたのです。

「〇〇万円だぞ」と言っている。「下」果敢をこぼしてあげたのだと、「今日しか出ない」「辞めろ」といって、五〇万円持って帰ることもあった。五〇万円持って帰ることもあった。

これは、はなから家族からの入金までで済んでいるし、武富士は第三者請求のおかげで成り立っているのだと公言しているようなものではないでしょうか。武富士でいう会社だけではなく、消費者金

「お前たち、何歳でいくらの給料をもらっているんだ。どこの大手都市銀行の支店長が、親が死んだからといって降るものがある。お前たちも降るんだぞ。恵まれすぎた」などと全国支店長会議の席上と言っていました。

お金の集まるのは分かりませんが、お金の流れは何でも許されるというのには大きな問題があります。だから私は総務事件で徹底して戦ってきたのです。多重債務問題の解決に少しでも近づけたらいいなとも願っています。

私が現役の社員の「ノルマ」について、私から高く高給取りでつとめてきたが、ノルマに追われ血尿を出し、自分の時間や休みもなくなっていた。ひどい時給で計算した。なんじやこれの世界なのです。ましてやろくに切り捨てられるかもし

なっています。ノルマの方は、業務だけでなく、根本である業務や業務管理の問題も取り上げてくださる。債務者の方は、甘い考えを捨て、傷口を深くなす前にしかるべきだと互に相談しましょう。行政の方は

そうした入たちが相談しやすい環境を整えてほしいと思います。武富士は、昔と比べている社員を追い込み、昔と比べている消費者を追い寄せ、問題になると社員を叩く会社です。いったい誰が得を

お金の集まるのは分かりませんが、お金の流れは何でも許されるというのには大きな問題があります。だから私は総務事件で徹底して戦ってきたのです。多重債務問題の解決に少しでも近づけたらいいなとも願っています。